

第5回自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第5回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和元年11月10日（日） 午前10時00分から午後0時15分まで
開催場所	広陵町役場3階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、久保知三委員、 藤田和郎委員、北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、阪本博三委員、 河野伊津美委員、嶋中 章委員、森田隆夫委員、箆部 牧委員、 高月光太郎委員、千北慎也委員 計14人
欠席委員の 氏名及び人数	茶野武司委員、新谷眞貴子委員 計2人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、企画政策課 課長 尾崎充康、 主任 治田久恵、主任 植村亮太 計4人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	0人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 全体説明（部会の進め方、項目別論点と事例の見方について）

	<p>4 各部会での審議</p> <p>5 その他（次回のスケジュール等）</p> <p>6 閉会</p>
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p>
会長	<p>○会長あいさつ</p> <p>今日は、それぞれの班に分かれて審議をしてもらう。既に県内の自治体でもこの条例を定めており、それを参考に検討していけばよい。一から作るものではないのでご安心を。ワーキンググループの法制班には法制担当の職員がおり心強い。分科会では委員が半々に分かれるので、皆さんから多くの意見をいただけたらと思う。</p> <p>次に「全体説明」と言うことで事務局から説明願う。</p>
事務局	<p>○全体説明（部会の進め方、項目別論点と事例の見方について：抜粋）</p> <p>・資料2と資料3-1に基づいて説明</p> <p>これから分科会で審議してもらうが、テーマごとに何回か分けて審議していただく。今回は総則ブロックでは総則と条例を、参画・協働ブロックでは情報と住民自治について審議してもらう。今回、そこで</p>

	<p>審議した意見を踏まえて、事務局と庁内ワーキンググループの法制班によって条文案を作成し、次回の審議会でお示しする。また、その後で次のテーマについて審議してもらおう。これを繰り返す。団体自治・行政経営の部分については、以前に説明したとおり、行政部分で審議する部分が少ないことから、第8回目の全体会にお示しし、意見をもりたい。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>○ 次のテーマはどこか。先に示してほしい。</p> <p>→ 今のところ未定。また追ってお示しする。</p> <p>○ 団体自治・行政経営の部分について第8回目に示して、それで議論せよと言われても時間がない。もう少し(例えば、第7回審議会時)早くもらえないか。</p> <p>→ できるだけ早く渡せるようにしたい。庁内ワーキンググループの法制班と調整する。</p> <p>(質疑応答後、分科会に分かれて審議)</p>
<p>分科会(総則ブロック)</p>	<p>○総則(資料3-2に基づき審議)</p> <p>部会長から説明。自治基本条例は「余分な条例」ではない。その理由は3つある。1つ目は、憲法の第8章(地方自治)の4条分を詳しく知っている人は少ない。だからそれを宣言するため。2つ目は、何</p>

	<p>百条もある地方自治法の役割をこの条例により明確にかつ分かりやすく示すため。3つ目は、法定外（法定受託事務ではない）の自治事務について町独自の理念や原則を示すため。</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、別紙参照のこと。</p>
分科会（参画・協働ブロック）	<p>○総則（資料3-3に基づき審議）</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、別紙参照のこと。</p>
事務局	<p>次回は、先ほど説明したとおり、今回ご審議いただいた意見や内容を踏まえて、次の審議会でお示しする。他の班の審議する部分については、議事録を参照してほしい。</p> <p>（流れ解散：各部会で終了）</p>